無断で複製や第三者への転送・再配布等を行わないように
お願いいたします。

SMBC NIKKO

SMBC日興証券株式会社
2025 年 2 月 27 日　金融経済調査部
サステナビリティ・リサーチ室

Sustainability Research

ESG:曲がり角を迎える欧州サステナ開示規則

企業負担軽減の一方、開示情報減少は透明性を損なうリスクも

シニア ESG アナリスト
岩坂　英美

◆ オムニバスパッケージ法案の第一弾が公開

2 月 26 日、欧州委員会は企業サステナビリティ報告指令(CSRD)や持続可能性デューデリジェンス指令(CSDDD)など、サステナビリティ関連の複数の規則・指令について、不要な企業負担を軽減するため簡素化を行う「オムニバスパッケージ」の第一弾を提案した。
本案がそのまま採択・実施された場合、欧州委員会は年間約 63 億ユーロの事務コストの削減と、500 億ユーロの追加的な公的・民間投資の動員が実現すると見積もる。

今回のパッケージの主眼は、中小中堅企業の負担軽減に置かれている。対象範囲の縮小は中堅企業以下のコスト負担を大幅に軽減。また、引き続き報告対象となる大企業についても報告基準の簡素化等は負担の軽減につながり、適用開始時期の延期により体制整備のための準備期間を確保できる。また、サプライチェーン義務の範囲見直しにより、まず一次サプライヤーとの関係に集中すればよいことになる。EU における規制対応コストや法的リスクが低減する点は歓迎されよう。

一方で、機関投資家にとってはCSRD対象外となる企業範囲の拡大やタクソノミー関連開示義務の任意化はデータのカバレッジ低下を意味し、ポートフォリオのグリーン化度合いを評価する際、支障が生じる可能性がある。情報のギャップを埋めるため、投資先へのエンゲージメント強化やデータ推計手法の導入など対応を迫られる公算が大きい。

◆ 今後の予定と他の開示規制への影響

法案は今後、欧州議会および加盟国で構成される EU 理事会に提出され、審議および採択が行われる見通し。合意が遅れる場合には現行スケジュール通りの適用が進むため、本年中の早期合意を目指すとみられるが、協議が難航する可能性がある。また、国際サステナビリティ基準(ISSB)等への影響も懸念されるが、今回の提案通りダブルマテリアリティ原則が保持されれば、直接的な影響は生じないと予想する。

SMBC BANK INTERNATIONAL PLC　SMBC NIKKO SECURITIES AMERICA, INC　SMBC日興証券株式会社
SMBC日興証券およびその関連会社は本レポートでカバーされている企業と取引を行っている、または今後行う可能性があります。従いまして投資家の皆様は本レポートの客観性に影響を及ぼす利益相反が弊社に存在する可能性があることをご認識ください。本レポートはあくまで投資を決定する上での材料の一つとお考えください。
アナリスト認証および米国外のアナリストの開示事項を含む重要な開示事項は末尾の補足をご参照ください。
For the exclusive use of internal log-in on 15-Apr-2025 9:23 JST

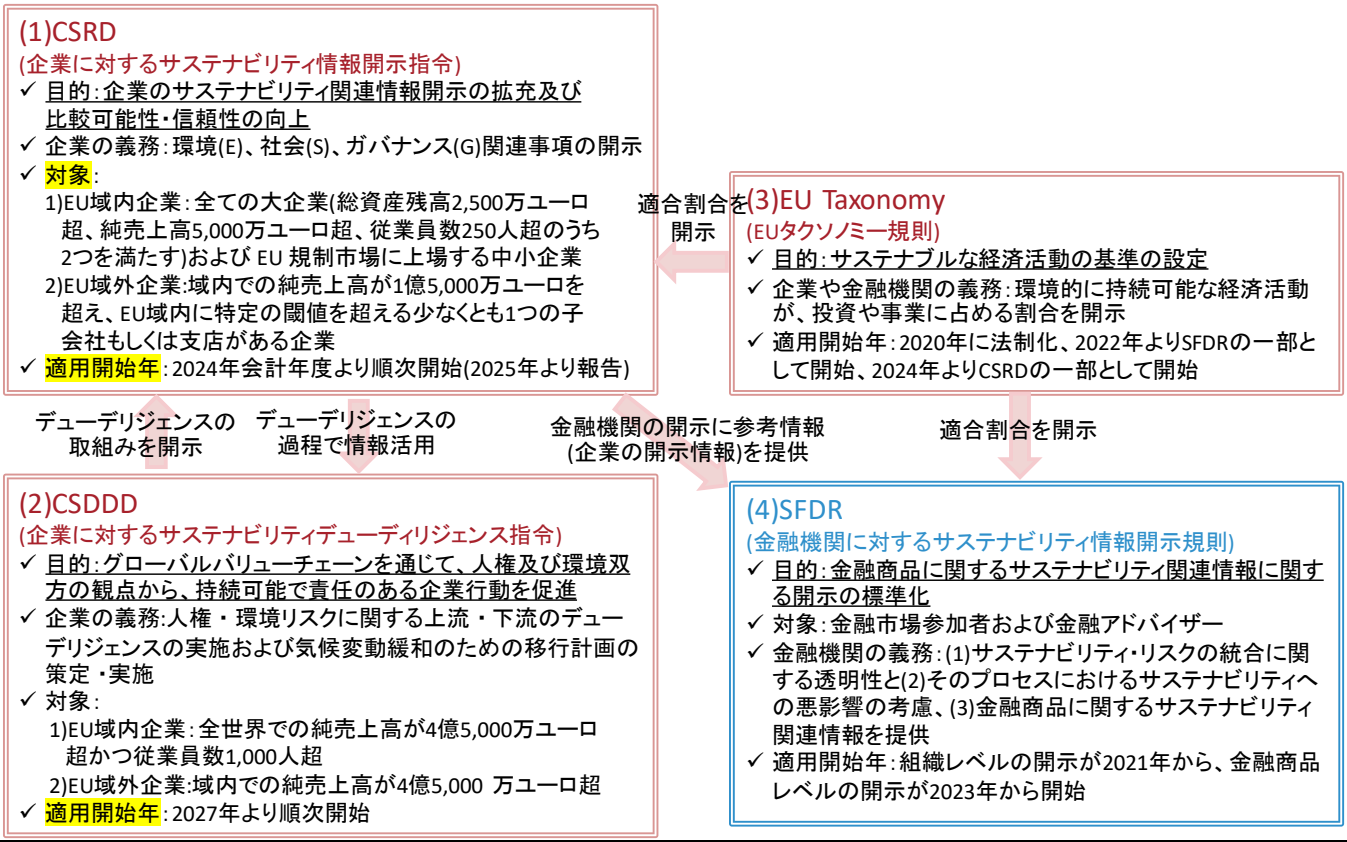
オムニバスパッケージ法案の第一弾が公開

欧州委員会は、任期終了までに少なくとも行政負担を 25%、中小企業については 35%削減するという、簡素化の努力目標を掲げている。

その一環として、2 月 26 日、企業サステナビリティ報告指令(CSRD)や持続可能性デューデリジェンス指令(CSDDD)など、サステナビリティ関連の複数の規則・指令について、各規制の内容を維持しつつも不要な企業負担を軽減し、中小企業を含むより幅広い関係者が利用しやすい枠組みとするため簡素化を行う「オムニバスパッケージ」の第一弾を提案した。

当初は EU タクソノミー規則と併せた 3 指令・規則の改正をうたっていたが、タクソノミー規則については CSRD の関連条項および委任法[1]レベルの改正を行う予定である。最終的に、当パッケージには CSRD、CSDDD に加えて炭素国境調整措置(CBAM)規則や様々な EU の投資プログラムを融合した InvestEU 関連規則の改正案が盛り込まれている。

図表1. 現行の欧州各種サステナ開示指令・規則



注: (1)～(3)が今回のパッケージ案に関連した指令・規則。黄色部分は改正が提案。
出所: 欧州委員会、SMBC日興証券

本案がそのまま採択・実施された場合、欧州委員会は年間約 63 億ユーロの事務コストの削減と、500 億ユーロの追加的な公的・民間投資の動員が実現すると見積もる。以下、各指令・規則、委任法の改正ポイントを記載する。

[1] 欧州委員会が委任された権限によって採択する法行為で、通常の立法行為とは区別される。

● CSRD

主な変更点としては、(1)報告義務の対象範囲縮小:CSDDD と同様、従業員 1,000 人超の大企業(うち純売上高 5,000 万ユーロ超または総資産残高 2,500 万ユーロ超の企業)に限定することにより、対象企業を約 8 割削減および(2)適用開始年の後ろ倒し:2026 年または 2027 年から報告義務を負う予定である企業[2]について、報告要件の適用を 2028 年まで約 2 年延期、が挙げられる。

なお、(1)については日本を含む EU 域外企業にとって重要な点として、対象となる域内純売上高の閾値が 4 億 5,000 万ユーロ超へと引き上げられる形で CSDDD との基準調和が図られており(元は 1 億 5,000 万ユーロ超)、多くの企業が報告義務から除外される可能性がある。同時に、拠点に関する基準も厳格化されており、EU 内子会社の場合は「大規模企業」に相当すること、支店の場合は売上高要件が従来の 4,000 万ユーロ超から 5,000 万ユーロ超へと引き上げられている。

また、事前報道ではダブルマテリアリティ原則の放棄まで踏み込む可能性があったが、今回の案では維持されていることについては評価できる。引き続き報告の対象となる従業員 1,000 人超の大企業についても、適用開始年の後ろ倒しに加え、現行の持続可能性報告基準(ESRS)の簡素化(データ項目の大幅削減や他のサステナ関連規制との整合性確保)や純売上高 4 億 5,000 万ユーロ未満の企業を対象としたタクソノミー関連開示義務の任意化などを掲げており、負担感が和らぐ内容となっている。

また、今後報告義務の対象外となる従業員 1,000 人未満の企業であっても、希望する企業については、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)が策定した中小企業向け自主基準(VSME)に基づき、自主的に持続可能性に関する報告を行うことができるとしており、これまで対応に備えてきた企業の取組みを妨げないよう配慮がなされている。

● CSDDD

主な変更点としては、(1)サプライチェーン義務の範囲見直し:直接的な取引先(Tier1)に限定(間接的なビジネスパートナーに関する調査は、深刻な悪影響が示唆される場合に限られる)、(2)定期的な評価とモニタリングの間隔変更:年 1 回から 5 年ごとに変更、(3)適用開始年の後ろ倒し:最初の企業への義務適用を 1 年延期し 2028 年 7 月 26 日へ、などが挙げられる。(3)についてはその間企業がベストプラクティスを構築し、コンサル等への依存度を低減できるよう、2026 年 7 月までに欧州委員会が必要なガイドラインを発行するとしており、企業の準備期間の確保及び負担軽減が図られている。

そのほか、気候変動緩和のための移行計画の策定については CSRD と整合させること(実効的履行でなく計画策定の要求に留める方向)、深刻な人権・環境侵害発覚時の措置の緩和(取引関係終了義務は削除、企業の裁量へ委ねられることに)や、CSDDD 対象企業が中小企業および中小中堅企業(従業員 500 人以下の中小企業)の取引先から要求できる情報を、上述の VSME 基準で指定された情報に限定することによって「トリクルダウン効果」を削減すること等が掲げられている。

● タクソノミー(委任法関連)

データ項目数の約 7 割削減を目的とした報告テンプレートの簡素化や、財務上重要でない経済活動(例えば総売上高、資本支出、または総資産の 10%を超えないもの)についてタクソノミーへの適合性評価の免除、「著しい害を与えない(DNSH)」基準の簡素化などを掲げる。また、銀行のグリーン資産比率(GAR)の改正を提案。具体的には、銀行は GAR の分母から、将来 CSRD の対象外となる事業に関連するエクスポージャー(すなわち、従業員 1,000 人未満の企業)を除外できるようになる見込みである。

● 炭素国境調整措置(CBAM)

年間輸入量が 50 トン未満の小規模輸入業者(主に中小企業および個人)は CBAM 義務を免除されることにより、CBAM 対象商品輸入者の約 9 割、約 182,000 社が対象外となる見込みである。そうした状況下

[2] 2024 年度から適用されている大企業については従来通り報告。

でも CBAM 対象 4 部門（鉄鋼、アルミニウム、セメント、肥料）の輸入総排出量の 99%以上はカバーされるとして、環境目標への貢献維持と中小企業の負担減を同時に達成する設計となっている。

今後、年後半に CBAM の全面的な見直しを行い、他の製品や間接排出への対象拡大の可能性を評価する予定。欧州委員会は炭素リーケージのリスクにさらされている CBAM 製品の輸出業者をどのように支援するかも検討するとしている(現在は輸入業者のみ対象)。2026 年初頭に立法提案を行う予定。

- InvestEU

例えば中小企業などの小規模な最終受益者を免除するなど、一部報告の内容や頻度を削減することにより、InvestEU のバリューチェーンに関わるさまざまな関係者（実施パートナーや金融機関、最終受益者）の報告および管理負担の軽減を図るとしている。

- 所感

今回のパッケージの主眼は、中小中堅企業の負担軽減に置かれているように見受けられる。実際、CSRD に代表される対象範囲の縮小(大企業へのフォーカス)は中堅企業以下のコスト負担を軽減する。また、元々大半の中小中堅企業は CSRD や CSDDD の対象外であったが、現実問題として、大手企業のバリューチェーンに組み込まれた場合等に持続可能性に関する情報の提供を求められることも多く、間接的に過剰な負担を負っていたとされる。今回新たに提唱された VSME 基準は、過剰な情報提供要請から中小企業を守る「盾」の役割を果たすとみられる。

また、引き続き対象となる大企業についても報告基準の簡素化等は負担の軽減につながり、適用開始時期の延期により体制整備のための準備期間を確保できる。更に、サプライチェーン義務の範囲見直しによってまず一次サプライヤーとの関係に集中すればよいことや、深刻な人権・環境侵害発覚時の措置緩和等により、EU における規制対応コストや法的リスクが低減する点は歓迎されよう。

一方で、機関投資家にとっては CSRD 対象外となる企業範囲の拡大やタクソノミー関連開示義務の任意化はデータのカバレッジ低下を意味し、ポートフォリオのグリーン化度合いを評価する際、支障が生じる可能性がある。その際、情報のギャップを埋めるため、投資先へのエンゲージメント強化やデータ推計手法の導入など対応を迫られる公算が大きい。

今後の予定と他の開示規制への影響

法案は今後、欧州議会および加盟国で構成される EU 理事会に提出され、審議および採択が行われる見通しである。合意が遅れる場合には現行スケジュール通りの適用が進むため、本年中の早期合意を目指すとみられるが、議会や加盟国間でも簡素化の必要性自体は合意形成がなされているものの、その程度については慎重派[3]および更なる緩和を求める[4]派で見解が割れていることから、協議が難航する可能性がある。また、国際サステナビリティ基準(ISSB)等への影響も懸念されるが、今回の提案通りダブルマテリアリティ原則が保持されれば、直接的な影響は生じないと予想する。

[3] スペインやデンマーク、欧州緑の党など。
[4] 東欧諸国やポーランド、イタリアなど。

補　足

本調査レポートはFINRA並びにSIPCまたはその関連会社に登録されているSMBC Nikko Securities America, Inc.（以下「SI社」といいます）の米国外関連会社であるSMBC日興証券株式会社（以下「弊社」といいます）のアナリストが作成したものです。以下、SMBC NIKKOとは、弊社、SI社、および、その他（法律で適用される範囲での）関連会社を指します。本調査レポートの作成に部分的、全体的に関わった米国外のアナリストは、FINRAには登録していません。この米国外のアナリストはSI社に所属しないため、FINRA Rules 2241および2242の対象会社とのコミュニケーション、パブリックアピアランス、アナリスト本人の売買口座の規制に該当しない場合があります。
本調査レポートを受領した投資家は当該レポートを第三者に転送、譲渡しないことに合意したものとみなされます。本調査レポートで言及された有価証券に関する取引を希望される米国投資家はSI社までお問い合わせください。ただしSI社の米国以外の関連会社へのお問い合わせはお控えください。当該レポートが米国内または米国の投資家に提供される限りにおいてSI社はその内容に責任を負います。

【その他の重要開示情報（米国）】

アナリストの報酬は、投資銀行業務収益を含むSMBC NIKKO全体の収益に基づき支払われています。
本調査レポートの発行ならびに配布時点において、アナリストまたは当該本調査レポートの内容に影響力を持つ関係者が知るまたは知り得る、当該アナリストまたはSMBC NIKKOにおける重要な利益相反はありません。

本調査レポートは、SMBC NIKKOが信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成していますが、これらの情報が完全、正確であるとの保証はいたしかねます。情報が不完全または要約されている場合もあります。本調査レポートに記載する価格、数値等は、過去の実績値、概算値あるいは将来の予測値であり、実際とは異なる場合があります。かかる価格、数値等は予告なしに変更することがありますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。本調査レポートは将来の結果をお約束するものでもありませんし、本調査レポートにある情報をいかなる目的で使用される場合におきましても、お客様の判断と責任においてご使用ください。

本調査レポートは証券その他の投資対象の売買の勧誘ではなく、SMBC NIKKOが情報の提供を目的に作成したものです。
本調査レポートにある情報の使用による結果について、SMBC NIKKOが責任を負うものではありません。本調査レポートは、本調査レポートを受領される特定のお客様の財務状況、ニーズ又は投資目的を考慮して作成されているものではありません。本調査レポートはお客様に対して税金・法律・投資上のアドバイスを提供する目的で作成されたものではありません。投資に関する最終決定は、契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、お客様向け資料等をよくお読みになり、お客様ご自身の判断でなさるようお願いいたします。
本調査レポートは米国では機関投資家向けにのみ配信を想定しています。

SMBC NIKKOのリサーチ部門以外の部門が本調査レポートで推奨されている投資や見解と整合しない又は矛盾するコメントを顧客又は自己勘定部門に対して行う場合があります。SMBC NIKKOはかかるコメントを参考に投資決定を行うことがあります。SMBC NIKKO及びこれらの役職員は、本調査レポートで言及されている証券、その派生商品又は本調査レポートの対象会社の別の証券の売買を行う可能性があります。

【その他の重要開示情報（米国外）】

本調査レポートは証券その他の投資対象の売買の勧誘ではなく、SMBC NIKKOが情報の提供を目的に作成したものです。
本調査レポートにある情報の使用による結果について、SMBC NIKKOが責任を負うものではありません。本調査レポートは、本調査レポートを受領される特定のお客様の財務状況、ニーズ又は投資目的を考慮して作成されているものではありません。本調査レポートはお客様に対して税金・法律・投資上のアドバイスを提供する目的で作成されたものではありません。投資に関する最終決定は、契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、お客様向け資料等をよくお読みになり、お客様ご自身の判断でなさるようお願いいたします。
SMBC NIKKOのリサーチ部門以外の部門が本調査レポートで推奨されている投資や見解と整合しない又は矛盾するコメントを顧客又は自己勘定部門に対して行う場合があります。SMBC NIKKOはかかるコメントを参考に投資決定を行うことがあります。SMBC NIKKO及びこれらの役職員は、本調査レポートで言及されている証券、その派生商品又は本調査レポートの対象会社の別の証券の売買を行う可能性があります。SMBC NIKKOは本調査レポート上での推奨に関して対象会社と契約を締結しておりません。
本調査レポートは、SMBC NIKKOから配布しています。本調査レポートに含まれる情報は、提供されましたお客様限りでご使用ください。本調査レポートは弊社の著作物です。本調査レポートのいかなる部分についても電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようにお願いいたします。本調査レポートに関するお問い合わせは、営業担当者までお願いいたします。追加情報をご希望の場合にはご連絡ください。
本調査レポートに記載された会社名、商品名またはサービス名等は、SMBC NIKKOまたは各社の商標または登録商標です。

【金融商品取引法第37条（広告等の規制）に関する留意事項】

[手数料等について（本邦における非居住者および金融商品取引法上の特定投資家等一部のお客様においては、手数料が個別に決定されるため、以下の表記通りではありません。）**]**

本調査レポートの記載の内容に従ってお取引をされる場合、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における日本国内の金融商品取引所に上場する株式等（売買単位未満株式を除く。）の場合は約定代金に対して最大1.265%（ただし、最低手数料5,500円）の委託手数料をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます（債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。）。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

[リスク等について]

各商品等には株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等および有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、または元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引またはデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金または証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます)を上回る場合があるとともに、対象となる有価証券の価格または指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。資産担保証券については、利金、配当または償還金等の額が、一定の資産の状況の変化によって影響を受ける場合があります。これによって、中途売却、償還時点において、損失を被ることがあります。

上記の手数料等およびリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各部店までお願いいたします。

[弊社の商号等]

SMBC日興証券株式会社　金融商品取引業者　関東財務局長(金商)第2251号

[弊社の加入協会]

日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会

国別・地域別の開示事項

日本国外への本調査レポート配布先は機関投資家のみとされています。機関投資家の定義は国により異なります。本調査レポートまたは本調査レポートに含まれる情報のいずれも、有価証券の取得、売却、募集の申込み、引受けに関する取引契約の締結またはその申込みの勧誘を目的としたものではありません。

[カナダ] 本調査レポートは証券の売買を勧誘するものではありません。本調査レポートは証券の一般的な利点とリスクについて記載しているのみで、特定のお客様の要望や状況に合わせたものではありません。本調査レポートは特定の有価証券、サービス、商品の購入を推奨するものではないことをご承知ください。

[メキシコ合衆国] 本調査レポートは、証券の取得申込みの勧誘を構成するものではなく、またそのように解釈すべきものではありません。

[香港] 本調査レポートはSMBC Nikko Securities (Hong Kong) Limited(以下「SMBC日興香港」)により発行、配布 、配信されます。香港では、本調査レポートはSecurities and Futures Ordinance(以下「SFO」)の香港法第571章及びその下位立法に定める「プロ投資家」に対してのみ配布しています。この本調査レポートは、香港会社条例(清算及び雑則)(香港法第32章)が定めるところの目論見書として登録されたものではなく、香港証券先物委員会(以下「SFC」)により審査または承認されたものでもなく、また香港のその他の規制当局により審査または承認されたものでもありません。この点は今まで同様に今後も同じ扱いです。香港または他のどの地域においても、香港市民に向けられるか、若しくはその内容が香港市民によって利用可能となるかまたは読まれる可能性が高い、本件に関連する証券・集団投資スキーム・ストラクチャード商品に関するいかなる資料、宣伝、勧誘、または書面を発行することも発行を目的として所有することも、いかなる者にも認められていません(そうすることが香港証券法によって認められている場合を除きます)。ただし、香港外の人または、SFO(香港法第571章)及び同条例に基づく規則で定義された「プロ投資家」のみに対するものは除きます。 これら資料等を入手・受容または利用する者は、自ら「プロ投資家」である事を表明、周知することになります。SMBC日興香港は、SFCからタイプ1(有価証券取引)、タイプ2(先物契約)、タイプ4(有価証券の助言)、タイプ5(先物契約の助言)及びタイプ6(コーポレートファイナンスの助言)の規制業務の認可を受けており、SMBC日興証券の子会社です。本調査レポートは、SFCで免許または登録を受けた者の行動規範で定義される「投資調査」を構成するものではなく、またそのように解釈すべきものではありません。

[中国] 本調査レポートを配布することについては、中華人民共和国(PRC)の規制当局の承認を受けていません。また本調査レポートは、中国内の投資家に直接または間接的に配布されることを意図したものではなく、本レポートの受領者は SMBC NIKKO の顧客とみなされるものではありません。ただし、中国内の特定の投資家に対して、適用される法律または規制に従って、招待ベースで海外から送付される場合は除きます。本調査レポートは、中国内の特定の適格国内機関投資家のみを対象とするものであり、中国の国内外において複製または再配布することはできません。本調査レポートは、中国全国人民代表大会常務委員会が制定した中国証券法がいうところの「証券投資助言」、「資産評価」、「信用格付」、「金融コンサルティング」、「証券取引サービス」若しくは、その他の関連または類似するサービスまたは活動を構成するものではなく、またそのように解釈すべきものではありません。

本調査レポートに記載する価格、数値等は、過去の実績値、概算値あるいは将来の予測値であり、実際とは異なる場合があります。かかる価格、数値等は予告なしに変更することがありますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

お客様に書面又は口頭で伝達、転送又は開示されたかどうかに関わらず、SMBC日興証券株式会社、その代表者、取締役、従業員及びその他SMBC日興証券株式会社と関係のある企業のいずれにおいても、本調査レポートの内容あるいはその他の情報が完全、正確であることは、明示的、黙示的にも表明・保証いたしかねます。

[台湾] 当社は本調査レポートをあらゆる合理的な注意を払って作成しており、本調査レポートの公表日または配布日時点においてお客様の状況に照らして信頼できる適切な資料であると確信しております。ただし、その正確性または完全性を表明または保証するものではありません。善良なる管理者としての注意義務を行使する限りにおいて、当社は本調査レポートにおける誤謬、脱漏または誤表示についての一切の責任を負いません。当社はいかなる投資成果を保証するものでもありません。また、(お客様の)採用された戦略によって運用成果が改善することや、お客様の投資目標が達成されることを保証するものではありません。本調査レポートを台湾の法域外から配布することについては、台湾の規制当局による認可も承認も受けていません。本調査レポートは台湾では配布されません。本調査レポートは、金融監督管理委員会が制定した証券取引法がいうところの「投資助言」を構成するものではなく、またそのように解釈すべきものではありません。

[韓国] 本資料は、有価証券の募集または販売を構成するものでは無く、また、特定の受領者の要望や状況に合わせたものではありません。本資料は、特定の有価証券、サービス、商品の購入を推奨するものではないことをご承知ください。

[英国、ヨーロッパ、中東およびアフリカ、("EMEA")] 本調査レポートや第三者から提供された付属資料は、SMBC Bank International plc (以下「SMBC BI社」といいます)あるいはSMBC Bank EU AG (以下「SMBC EU社」といいます)がEMEA内で配布します。対象顧客と特別の合意が無い場合、英国所在の顧客へのレポートはSMBC BI社によって配布される点にご留意ください。執筆時点の筆者の見解が含まれますが、SMBC BI社あるいはSMBC EU社の見解とは必ずしも一致しません。SMBC BI 社あるいはSMBC EU社は、本調査レポート内で言及された有価証券を保有している可能性がありますが、その場合でも当該有価証券の保有を継続することを表明するものではありません。SMBC Bank International plc (所在地:100 Liverpool Street, London EC2M 2AT, 電話番号: +44 (0)20 4507 1000、イングランドにおいて登録済み(No.04684034))は、金融行動監視機構(Financial Conduct Authority)の認可を受け、健全性監督機構(Prudential Regulation Authority)の監督下にあります。
https://www.smbcgroup.com/emea/notices-reporting/mifid-ii
SMBC Bank EU AG (所在地:Neue Mainzer Straße 52-58, 60311 Frankfurt, Germany 登記番号 HRB110214)は、ドイツの法律のもとで法人化された法人で、Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht ("BaFin")の認可を受け、監督下にあります。Graurheindorfer Str. 108, 53117 Bonn, Germany.
https://www.smbcgroup.com/emea/group-companies/smbc-bank-eu-ag/
https://www.smbcgroup.com/emea/notices-reporting/mifid-ii

[サウジアラビア王国(KSA)] 本調査レポートに含まれる情報は、有価証券の募集を意図したものではなく、またそのように解釈すべきものではありません。ここで言及されている商品は、すべての法域で配布が承認されているわけではなく、別段の記載がない限り、規制当局または政府当局は、本資料またはここで言及されている有価証券およびサービスのメリットを確認していません。本調査レポートは機密情報として提供され、情報の提供を目的に作成されたものです。本調査レポートの情報に基づいて行動する前に、投資家はまず、関連する法域で適用されるすべての法律、規則、規制を自ら確認し、遵守し、必要に応じて別途アドバイスを得る必要があります。本調査レポートは、特定の要望に基づいて配布されるもの

であり、特定の投資家のみを対象とするものであり、無断で複製または第三者(受取人の検討に関連する従業員、代理人、またはコンサルタントを除く)への転送・再配布等を行わないようにお願いいたします。

[「オンショア」アラブ首長国連邦(UAE) アブダビ・グローバル・マーケット(ADGM) ドバイ国際金融センター(DIFC)] 本調査レポートおよび本調査レポートに含まれる情報は、UAE(DIFCおよびADGMを含む)における有価証券や金融商品の募集や販売、あるいは取得の申込みの勧誘の全てまたは一部を構成するものではなく、またそのように解釈されてはなりません。加えて、本調査レポートにかかる法人や有価証券がUAE 中央銀行, UAE証券・商品規制局(SCA), ドバイ金融サービス機構(DFSA)、アブダビ金融サービス規制庁(FSRA)または UAE の認可当局や政府機関の承認、認可あるいは登録を受けていないことをお客様が了解されていることを前提に本調査レポートは利用可能とされております。本調査レポートの内容は、UAE中央銀行、SCA、DFSA、FSRAによる認可または届出をされていません。本調査レポートは、特定の要望に基づき情報提供のみを目的に作成されたものであり、それ以外(受取人の検討に関連する従業員、代理人、またはコンサルタントを除く)への転送・再配布等を行わないようにお願いいたします。本調査レポートに含まれる情報のいずれも、UAE(DIFCおよびADGMを含む)における取引契約の締結を意図したものではなく、本調査レポートの情報に関するお問い合わせは、下記の連絡先までお願いします。

[カタール/カタール金融センター(QFC)] 本調査レポートおよび本調査レポートに含まれる情報は、カタール国における有価証券や金融商品の募集や販売、あるいは取得の申込の勧誘の全てまたは一部を構成するものではなく、またそのように解釈されてはなりません。加えて、本調査レポートにかかる法人や有価証券がカタール中央銀行、カタール金融センター規制庁(QFCRA)、QFC規制機構(QFCA)、認可当局またはカタール国の政府機関による承認、認可あるいは登録を受けていないことをお客様が了解されていることを前提に本調査レポートは利用可能とされております。

本調査レポートの内容は、カタール中央銀行、QFCRA、QFCA、またはカタール国による認可または届出をされていません。本調査レポートは、特定の投資家のみを対象とするものであり、それ以外(受取人の検討に関連する従業員、代理人、またはコンサルタントを除く)への転送・再配布等を行わないようにお願いいたします。本調査レポートに含まれる情報のいずれも、カタール国内における取引契約の締結を意図したものではなく、本調査レポートの情報に関するお問い合わせは、下記の連絡先までお願いします。

[香港](SMBC Nikko Securities (Singapore) Pte. Ltd.(以下「NKSG社」といいます)Private Wealthのお客様向けディスクレーマー)本調査レポートは、NKSG社によってシンガポールから配布されます。NKSG社はシンガポールのMonetary Authority of Singapore から認可を受けています。本調査レポートはSecurities and Futures Act 2001 及びその下位立法上の特定投資家に対してのみ配布しています。本調査レポートはお客様の要請により情報提供のみを目的として配布されます。SMBC日興証券株式会社又はその関連会社による事前の承認なく、無断で複製または第三者への転送・再配布等を行わないようにお願いいたします。

[シンガポール] 本調査レポートはSMBC Nikko Securities (Singapore) Pte. Ltd.(以下「NKSG社」といいます)によって配布されるものです。NKSG社は、Financial Advisers Act 2001(以下「FAA」といいます)において定義されるexempt financial adviserであり、Monetary Authority of Singaporeの監督下にあります。本調査レポートは、NKSG社の海外の関係会社が作成したものであり、Financial Advisers Regulations(以下「FAR」といいます)のRegulation 32Cの規定に準じてNKSG社が配布します。本調査レポートを受領したお客様は、自身がFARにおいて定義される機関投資家、適格投資家、専門投資家であることおよび前述の制限事項に拘束されることに同意したことになります。NKSG社は、NKSG社がお客様に提供する金融アドバイザリーサービスにおいて、FAA、FAR、その他関連の通達やガイドライン等による特定のコンプライアンス遵守の適用から除外される場合があります。具体的には、(i)FAAセクション34(FARのRegulation 33(1)に基づく)、(ii)FAAセクション36(FARのRegulation 34(1)に基づく)、(iii)FAAセクション45(FARのRegulation 35(1)に基づく)が該当します。本調査レポートまたは本調査レポートに含まれる情報のいずれも、シンガポールにおける有価証券の取得、売却、募集の申込み、引受けに関する取引契約の締結またはその申込みの勧誘を目的としたものではありません。本調査レポートに起因する事項及び本調査レポートの情報に関するお問合せはNKSG社までお願いします。

[タイ] 本調査レポートは受領されたお客様にのみ配布され、その他何人もこの情報に基づいて行動することはできません。本調査レポートはお客様からの要請により情報提供のみを目的として配布されます。SMBC日興証券株式会社又はその関連会社による事前の承認なく、無断で複製または第三者への転送・再配布等を行わないようにお願いいたします。本調査レポートの内容はタイ証券取引委員会又はその他タイ規制当局の許可・承認を得たものでもなく、またそれら機関に登録されたものでもありません。本調査レポートに含まれる情報は、SMBC日興証券株式会社又はタイのグループ会社による有価証券又はそれに関連する商品に係る提案、勧誘、広告、募集、販売、投資助言又は何らかのサービスの利用の勧誘を目的としたものでもなく、またそれらの行為を構成するものでも一切ありません。お客様に書面又は口頭で伝達、転送又は開示されたかどうかに関わらず、SMBC日興証券株式会社、その代表者、取締役、従業員及びその他SMBC日興証券株式会社と関係のある企業のいずれにおいても、本調査レポートの内容あるいはその他の情報が完全、正確であることは、明示的、黙示的にも表明・保証いたしかねます。

[マレーシア] 本調査レポートは、お客様の要望に基づきマレーシア国外から配布されます。マレーシア居住者に提供されるサービスは、いずれもマレーシア居住者からの特定の要望に基づいたものであり、マレーシア国外からオフショアベースでのみ提供されます。本調査レポートの配布は同様に特定の要望に基づいて配布されるものであり、受領者以外への転送・再配布等を行わないようにお願いいたします。

当該業務の本質上、SMBC日興セキュリティーズ(シンガポール)は、マレーシア居住者に対し金融商品に言及した資料や情報をマレーシア国外から提供する場合があります。当該資料や情報または本調査レポートに含まれる情報のいずれもマレーシアでの有価証券の募集の申込み、購入、またはそれらの勧誘、商品販売を目的としたものではなく、またそれらの行為を構成するものでもありません。当レポートの配布および内容はthe Securities Commission of Malaysiaから確認や認可を受けておりません。

[インドネシア] 本調査レポートに含まれる情報は一般的な情報であり、Indonesian capital markets laws and regulationsが定義する特定の証券または金融サービス・商品のインドネシア国内での発行や販売、あるいは購入または募集の申込みを推奨するものではありません。また、レポート受領者の特定のニーズや金融状況を考慮しているものでもありません。本調査レポートの内容は、妥当性または適切性においてインドネシア規制当局の認可・承認・確認を受けておりません。

その他の重要な開示情報については、以下の宛先、またはお取引部店までお問い合わせください。
〒100-6517 東京都千代田区丸の内1-5-1 SMBC日興証券株式会社 金融経済調査部

Production completed: Feb 27 2025 16:52 JST
Report disseminated: Feb 27 2025 16:57 JST